平成28年度決算に基づく

健全化判断比率審查意見書

名古屋市監查委員

目 次

平成28年度決算に基づく健全化判断比率審査意見

第	1	審 査 の 対 象	1
第	2	審 査 の 方 法	1
第	3	審 査 の 結 果	1
	1	総括	1
	2	各比率について	2
	3	县正改姜を更する東頂	2

平成28年度決算に基づく健全化判断比率審査意見

第1 審査の対象

- 1 平成28年度決算に基づく健全化判断比率
 - (1) 実質赤字比率
 - (2) 連結実質赤字比率
 - (3) 実質公債費比率
 - (4) 将来負担比率
- 2 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の方法

審査は、平成29年8月4日付で市長から審査依頼のあった平成28年度決算に基づく 健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について実施した。

審査においては、総務省が作成した記載要領及びチェックポイント等に基づき、 健全化判断比率を算定するための算定様式の記載事項について、決算書類、関係部 局が作成した算定根拠資料、関係証書類との照合・確認を行った。さらに、算定手 順等の妥当性を確認するために、算定を担当した財政局職員のヒアリングを実施し た。

第3 審査の結果

1 総括

上記方法による審査の結果、平成28年度決算に基づく健全化判断比率の算定及び その算定の基礎となる書類の作成はいずれも適正に行われていると認められた。

	健全化判断比率	平成28年度	平成27年度	早期健全化 基 準	財政再生 基 準		
1	実質赤字比率	_	_	11. 25%	20%		
2	連結実質赤字比率	_	_	16. 25%	30%		
3	実質公債費比率	11.8%	12.7%	25%	35%		
4	将来負担比率	138.8%	147.4%	400%			

- (注) 1 実質赤字額、連結実質赤字額が発生していない場合は、実質赤字比率、連結実質赤字比率を「-」で表示する。
 - 2 将来負担比率に係る財政再生基準はない。
 - 3 早期健全化基準及び財政再生基準の数値は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等で定められた数値である。

2 各比率について

(1) 実質赤字比率

実質赤字額は前年度に引き続き発生していない。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字額は前年度に引き続き発生していない。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は11.8%であり、早期健全化基準の25%と比較すると、これを 下回っている。

前年度に比べると0.9ポイント低下している。これは、地方債の元利償還金の減 少等によるものである。

(4) 将来負担比率

将来負担比率は138.8%であり、早期健全化基準の400%と比較すると、これを 下回っている。

前年度に比べると8.6ポイント低下している。これは、地方債の現在高の減少 等により、将来負担額が減少したことなどによるものである。

3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はなかった。

本市における健全化判断比率の対象範囲(平成28年度決算)

	—船	<u> </u> 오会計		4	1	``				``	<u> </u>	
一般 会計等	一般会計等に属する 特別会計		·母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計 ·土地区画整理組合貸付金特別会計 ·墓地公園整備事業特別会計 ·基金特別会計 ·用地先行取得特別会計 ·公債特別会計	実質赤字比率	7	②連 結 実		③ 実 質		4		
	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計		· 国民健康保険特別会計 · 後期高齢者医療特別会計 · 介護保険特別会計		V		質 赤字		公債		将来負	
公営事業会計	公営企業に係る会計	地方公営企業法 適 用 企 業	·病院事業会計 ·水道事業会計 ·工業用水道事業会計 ·下水道事業会計 ·自動車運送事業会計 ·高速度鉄道事業会計				比率		費比率		担比率	
		地方公営企業法 非 適 用 企 業	・市場及びと畜場特別会計・名古屋城天守閣特別会計・市街地再開発事業特別会計			Á		7				
一部事務組合· 広域連合	一部事務組合		·名古屋港管理組合 ·愛知県競馬組合 ·名古屋競輪組合					_		_		
	広域連合		· 愛知県後期高齢者医療広域連合	\		\						
 地方公社・	・ 名古屋市住宅供給公社											
第三セクター等	・名古屋市土地開発公社									4	ļ	7
	・名古屋高速道路公社 など									•	\checkmark	